

各位

会社名	サン電子株式会社
代表者名	代表取締役社長 吉田 喜春
(コード番号	6736)
問合せ先	取締役執行役員 加藤 俊朗
電話	0587-55-2201

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月24日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### ① 取締役の責任免除の新設

取締役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに社外取締役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として現行定款の第4章取締役および取締役会の条項に、新たに「取締役の責任免除」を設けるものであります。

なお、本規定の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

##### ② 監査役の責任免除の新設

監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として現行定款の第5章監査役および監査役会の条項に、新たに「監査役の責任免除」を設けるものであります。

##### ③ 株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下の通り変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第6条1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式にかかる株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。

(現行定款第10条3項)

(2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。

(現行定款第10条3項、第12条)

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式 (株券の発行) 第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2 項. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる。 2. (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (削除)</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式権利行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる。 2. (現行どおり)</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条～第27条 (条文省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 当社は、<u>取締役(取締役であったものを含む)の会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

<p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第 28 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第 28 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)会社法第 423 条第 1 項の責任につき、<u>善意にかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条 1 項の責任につき<u>善意にかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
---	--

### 3. 日程

定時株主総会開催日 平成21年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日 平成21年6月24日(予定)

以上